

日田市規則第29号

日田市税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月27日

日田市長 棕 野 美 智 子

日田市税条例施行規則の一部を改正する規則

日田市税条例施行規則（昭和32年規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(証票及び文書等の様式)				(証票及び文書等の様式)			
第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、 地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）、 条例及びこの規則に規定する証票及び文書等の様式は、次の表 に掲げるところによるものとする。				第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、 地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）、 条例及びこの規則に規定する証票及び文書等の様式は、次の表 に掲げるところによるものとする。			
号	名称	様式番号	根拠条文	号	名称	様式番号	根拠条文
略				略			
39の6	市街地再開発事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に対する固定資産税の減額申告書	様式第39号の6	条例附則第10条の3第4項	39の6	市街地再開発事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に対する固定資産税の減額申告書	様式第39号の6	条例附則第10条の3第3項

39 の 7	サービス付き高齢者向け 住宅減額申告書	様式第39 号の7	条例附則第10条の 3第5項	39 の 7	サービス付き高齢者向け 住宅減額申告書	様式第39 号の7	条例附則第10条の 3第4項
39 の 8	防災街区整備事業の防災 施設建築物に対する固定 資産税の減額申告書	様式第39 号の8	条例附則第10条の 3第6項	39 の 8	防災街区整備事業の防災 施設建築物に対する固定 資産税の減額申告書	様式第39 号の8	条例附則第10条の 3第5項
39 の 9	高規格堤防整備事業によ り移転した家屋に対する 固定資産税の減額申告書	様式第39 号の9	条例附則第10条の 3第7項	39 の 9	高規格堤防整備事業によ り移転した家屋に対する 固定資産税の減額申告書	様式第39 号の9	条例附則第10条の 3第6項
39 の 10	住宅耐震改修に伴う固定 資産税の減額申告書	第39号の 10	条例附則第10条の 3第8項	39 の 10	住宅耐震改修に伴う固定 資産税の減額申告書	第39号の 10	条例附則第10条の 3第7項
39 の 11	住宅のバリアフリー改修 に伴う固定資産税の減額 申告書	様式第39 号の11	条例附則第10条の 3第9項	39 の 11	住宅のバリアフリー改修 に伴う固定資産税の減額 申告書	様式第39 号の11	条例附則第10条の 3第8項
39 の 12	住宅の省エネ改修に伴う 固定資産税の減額申告書	様式第39 号の12	条例附則第10条の 3第10項	39 の 12	住宅の省エネ改修に伴う 固定資産税の減額申告書	様式第39 号の12	条例附則第10条の 3第9項
39 の 13	特定耐震基準適合住宅に 対する固定資産税の減額 申告書	様式第39 号の13	条例附則第10条の 3第11項	39 の 13	特定耐震基準適合住宅に 対する固定資産税の減額 申告書	様式第39 号の13	条例附則第10条の 3第10項
39 の 14	特定省エネ改修住宅に対 する固定資産税の減額申 告書	様式第39 号の14	条例附則第10条の 3第12項	39 の 14	特定省エネ改修住宅に対 する固定資産税の減額申 告書	様式第39 号の14	条例附則第10条の 3第11項
39 の 15	大規模の修繕等が行われ たマンションに対する固	様式第39 号の15	条例附則第10条の 3第13項	39 の 15	大規模の修繕等が行われ たマンションに対する固	様式第39 号の15	条例附則第10条の 3第12項

	定資産税の減額申告書				定資産税の減額申告書		
39 の 16	耐震改修を行った要安全 確認計画記載建築物等 に対する固定資産税の減額 申告書	様式第39 号の16	条例附則第10条の 3 第15項		39 の 16	耐震改修を行った要安全 確認計画記載建築物等 に対する固定資産税の減額 申告書	様式第39 号の16 条例附則第10条の 3 第13項
39 の 17	バリアフリー改修を行っ た特別特定建築物に対す る固定資産税及び都市計 画税の減額申告書	様式第39 号の17	条例附則第10条の 3 第16項		39 の 17	バリアフリー改修を行っ た実演芸術公演施設に対 する固定資産税及び都市 計画税の減額申告書	様式第39 号の17 条例附則第10条の 3 第14項
略					略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。